

戸田市訪問型サービス(独自)サービスコード表 【令和7年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に1回程度の場合)	1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回程度の場合)	2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)要支援2(1週に2回を超える程度の場合)	3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123単位	123	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に1回程度の場合)	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回程度の場合)	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)要支援2(1週に2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に1回程度の場合)	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)事業対象者・要支援1・要支援2(1週に2回程度の場合)	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)要支援2(1週に2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者(50人以上を除く)又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算		200単位加算			200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		1月に1回を限度 50単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145/1000 加算	

戸田市通所型サービス(独自)サービスコード表 【令和7年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	119単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算(※1)	事業対象・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型サービ ス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月を1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

戸田市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【令和7年4月版】

サービスコード			算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	742	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算	742	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算	1,042	
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止減算	介護予防ケアマネジメント費＋高齢者虐待防止未実施減算	4単位減算 438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止減算	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋高齢者虐待防止未実施減算	4単位減算 738	
AF	1009	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・虐待防止減算	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算＋高齢者虐待防止未実施減算	4単位減算 738	
AF	1010	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止減算	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算＋高齢者虐待防止未実施減算	4単位減算 1,038	